

第 1 編 総則

第 1 章 計画の策定方針

第 1 節 計画の目的

1 地域防災計画

この計画は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号。以下「災対法」という。）第 42 条（市町村地域防災計画）の規定に基づき、地震災害に対処するため、春日井市の処理すべき事務又は業務に関し、関係機関の協力業務を含めた総合的かつ計画的な防災対策の推進を図ることにより、市民のかけがえのない生命、身体及び財産を地震災害から保護することを目的とする。

2 南海トラフ地震防災対策推進計画

(1) 目的

南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号。以下「南海トラフ地震特別措置法」という。）第 5 条第 2 項に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域（以下「推進地域」という。）の地方公共団体は地域防災計画において、

- ① 南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項
- ② 南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項
- ③ 南海トラフ地震に係る防災訓練に関する事項
- ④ 関係指定行政機関、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関、関係指定地方公共機関その他の関係者との連携協力の確保に関する事項
- ⑤ 南海トラフ地震に係る地震防災上必要な教育及び広報に関する事項を定めることになっており、これらの事項について定めた部分を同法では、「推進計画」と呼んでいるが、本市の計画においては、津波の恐れがないため、②の計画以外の計画を「第 2 編」及び「第 4 編」で定めるものとする。

(2) 南海トラフ地震防災対策推進地域の指定

本市は、南海トラフ地震特別措置法第3条第1項に基づき、推進地域として指定されている。

第2節 計画の内容

この計画は、春日井市において想定される地震災害に関して、次の事項を定める。

1 総則

計画の目的、運用、防災機関等の役割分担、地震災害の危険性と被害特性等、地震災害対策の基本方針

2 災害予防計画

災害の発生を未然に防止し、また、災害が発生した場合にその被害を最小限に食い止めることが可能な安全都市づくりを推進するための計画

3 東海地震に関する事前対策

東海地震に関する警戒宣言が発せられた場合又は東海地震注意情報が発表された場合における地震防災応急対策

4 災害応急対策計画

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に災害の発生を防御し、応急的救助を行う等、災害の拡大を防止するため応急的に実施する対策の基本的な計画

5 災害復旧・復興計画

災害復旧の実施に当たっての基本方針

第3節 計画の運用

1 計画の修正

この計画は、災対法第42条（市町村地域防災計画）に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正する。

計画を修正する場合は、愛知県地域防災計画を参考として行うものとし、当該計画において、計画事項に示すものについては、市の実情に応じた細部を計画するものとする。

2 他の計画との関係

- (1) この計画は、春日井市の地域に係る地震災害対策に関する基本的な性格を有するもので、指定地方行政機関の長、指定公共機関等が作成する防災業務計画や愛知県地域防災計画等の他の計画との整合を図る。また、この計画は、災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号。以下「救助法」という。）に基づき、知事が実施する災害救助事務等、防災に関する各種の計画を包含する総合的計画である。
- (2) 水防法（昭和 24 年法律第 193 号）に基づく「春日井市水防計画」とも十分な調整を図るものとする。
- (3) 強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成 25 年法律第 95 号）第 13 条において、県が策定する国土強靱化地域計画は、国土強靱化に係る当該都道府県の計画等の指針となるべきものとされている。

このため、この計画の国土強靱化に関する部分は、愛知県地域強靱化計画を指針とし、同計画の基本目標である事項を踏まえるものとする。

3 計画の習熟

市及び関係機関は、この計画の遂行に当たってそれぞれの責務が十分に果たせるよう、平常時から図上、実践訓練等によってこの計画の習熟に努め、また、市民への周知を図るため啓発活動に努めるものとする。

第2章 基本理念及び重点を置くべき事項

第1節 防災の基本理念

防災とは、市民の生命、身体及び財産を災害から保護する最も基本的で重要な施策である。

南海トラフ全域で、30年以内にマグニチュード8以上の地震が起きる確率は70%～80%と予測されており、この地域は、巨大地震がいつ起きてもおかしくない状況にある。

災害の発生を完全に防ぐことは不可能であることから、災害時の被害を最小化し、被害の迅速な回復を図る「減災」の考え方を防災の基本理念とし、たとえ被災したとしても人命が失われないことを最重視し、また経済的被害ができるだけ少なくなるよう、災害に備えていかなければならない。

市、県を始めとする各防災関係機関は、「第4章 地震災害の危険性と被害特性」及び過去の災害から得られた教訓を踏まえ、適切な役割分担及び相互の連携協力の下、それぞれの機関の果たすべき役割を的確に実施していくとともに、多様な主体が自発的に行う防災活動を促進し、市民や事業者、自主防災組織、ボランティア等と一体となって取組みを進めていかなければならない。

また、女性や高齢者、障がい者などの参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れるとともに、科学的知見及び災害から得られた教訓を踏まえ絶えず改善を図っていくこととする。

防災には、時間の経過とともに災害予防、災害応急対策、災害復旧・復興の3段階があるが、それぞれの段階における基本理念は次のとおりである。

1 災害予防段階

災害の規模によっては、ハード対策だけでは被害を防ぎきれない場合もあることから、ソフト施策を可能な限り進め、ハード・ソフトを組み合わせ一体的に災害対策を推進する。

2 災害応急対策段階

- (1) 発災直後は、可能な限り被害規模を早期に把握する。また、時間の経過に応じた的確な情報収集に努め、収集した情報に基づき、生命及び身体の安全

を守ることを最優先に、人材・物資等災害応急対策に必要な資源を適切に配分する。

- (2) 被災者のニーズに柔軟かつ機敏に対応するとともに、高齢者、障がい者その他の特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に配慮するなど、被災者の年齢、性別、障がいの有無といった被災者の事情から生じる多様なニーズに適切に対応する。

3 災害復旧・復興段階

発災後は、速やかに施設を復旧するとともに、被災者に対して適切な支援を行うことにより、被災地の復興を図る。なお、大規模災害時には、復興計画を作成し、関係機関の諸事業を調整しつつ、計画的に復興を進める。

第2節 重点を置くべき事項

防災基本計画を踏まえ、本市の防災対策において、特に重点を置くべき事項は次のとおりとする。

1 揺れ対策の充実に係る事項

地震による建築物の倒壊等から市民の生命や財産を保護するため、住宅や学校施設及び不特定多数の者が利用する大規模建築物等や地震の際の避難などに必要な道路沿いの建築物、防災拠点となる建築物の耐震化を促進すること。

また、上下水道、道路、鉄道、空港、河川、農業水利施設等の社会インフラの耐震性強化を図ること。また、道路については、広域交通ネットワークのレジリエンスを確保する観点から整備を促進すること。

2 大規模広域災害への即応力の強化に係る事項

大規模広域災害にも対応し得る即応体制を充実・強化するため、発災時における積極的な情報の収集・伝達・共有体制の強化や、市町村間の相互支援体制を構築すること。

また、市及び県と企業等との間で協定を締結するなど、各主体が連携した応急体制の整備に努めること。

3 被災地への物資の円滑な供給に係る事項

被災地への物資の円滑な供給のため、被災地のニーズを可能な限り把握するとともに、ニーズの把握や被災地側からの要請が困難な場合には、要請を待た

ずに必要な物資を送り込むなど、被災地に救援物資を確実に供給する仕組みを構築すること。

4 住民等の円滑かつ安全な避難に関する事項

住民等の円滑かつ安全な避難を確保するため、ハザードマップの作成、避難勧告等の判断基準等の明確化、緊急時の避難場所等の指定及び周知徹底、立退き指示等に加えての必要に応じた「屋内安全確保」の指示、避難行動要支援者名簿の作成及び活用を図ること。

5 被災者の避難生活や生活再建に対するきめ細やかな支援に関する事項

被災者に対して避難生活から生活再建に至るまで必要な支援を適切に提供するため、被災者が一定期間滞在する避難所の指定、周知徹底及び生活環境の確保、被災者に対する円滑な支援に必要な罹災証明書の発行体制の整備、積極的な被災者台帳の作成及び活用を図ること。

6 事業者や住民等との連携に関する事項

関係機関が一体となった防災対策を推進するため、本計画への地区防災計画の位置付けなどによる市と地区居住者等との連携強化、災害応急対策に係る事業者等との連携強化を図ること。

7 大規模災害からの円滑かつ迅速な復興に関する事項

大規模災害が発生した場合に、円滑かつ迅速な復興に資するため、市及び県は、住宅復興計画・体制の検討を進めるなど、市民の意向を尊重しつつ、計画的な復興が図られる体制を整備すること。

第3章 防災機関等の役割分担

第1節 防災機関等

市、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関並びに公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、災害対策基本法の基本理念にのっとり、災害対策に関し、次の事務又は業務を処理する。

1 市

| 機関名 | 災害予防 | 災害応急対策 | 災害復旧・復興 |
|------|---|---|--|
| 春日井市 | <ol style="list-style-type: none"> 1 防災に関する組織の整備 2 防災に関する調査研究、教育、訓練の実施及び防災思想の普及 3 防災に関する物資及び資材の備蓄、整備及び点検 4 防災に関する施設、設備の整備及び点検 5 公共土木施設、農地及び農業用施設等の新設、改良、防災対策 6 危険物施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査 7 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備 | <ol style="list-style-type: none"> 1 災害予警報、被害状況その他災害に関する情報の収集及び伝達 2 災害広報の実施 3 避難の勧告又は指示 4 水防活動、消防活動その他の応急措置 5 被災者の救援、救護その他の保護 6 被災児童及び生徒に対する応急教育 7 災害時の清掃、防疫その他保健衛生に関する応急措置 8 公共土木施設、農地及び農業用施設等の応急措置 9 交通規制、警戒区域の設定その他社会秩序の維持 10 被災建築物・宅地の応急危険度判定活動 11 緊急車両の通行を確保するための道路啓開 | <ol style="list-style-type: none"> 1 被災者の支援 2 公共土木施設、農地及び農業用施設等の災害復旧 |

2 県及び県関係機関

| 機関名 | 災害予防 | 災害応急対策 | 災害復旧・復興 |
|-----|---|---|--|
| 愛知県 | <ol style="list-style-type: none"> 1 公共土木施設、農林水産業施設等の新設、改良及び防災対策 2 消防、救助、その他防災に関する施設及び設備の整備 3 危険物等施設の保安確保に必要な指導、助言及び立入検査 4 防災教育、防災訓練及び防災思想の普及 5 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備 6 東海地震注意情報発表時における公共土木施設の巡視及び点検並びに応急復旧に必要な人材及び資機材の確認 | <ol style="list-style-type: none"> 1 災害に関する情報の収集伝達及び災害広報 2 避難の勧告又は指示の代行 3 避難の勧告又は指示の市への助言 4 市の実施する被災者の救助の応援及び調整 5 救助法に基づく被災者の救助 6 地震防災応急対策の指示又は応援の指示 7 災害時の医療・防疫その他保健衛生に関する応急措置 8 市の実施する消防活動及び水防活動に対する指示並びに調整 9 被災児童・生徒等に対する応急教育 10 緊急通行車両等の確認証明書の交付 11 救助物資、化学消火薬剤等必要器材の供給又は調達若しくはあっせん 12 自衛隊の災害派遣要請 13 防災ヘリコプター等による被害情報の収集伝達及び災害応急対策活動 14 市の実施する被災建築物及び宅地の応急危険度判定活動に対する支援及び調整並びに応 | <ol style="list-style-type: none"> 1 市の実施する災害復旧活動の支援 2 被災者生活再建支援金の支給事務 3 公共土木施設、農林水産業施設等の災害復旧 |

| 機関名 | 災害予防 | 災害応急対策 | 災害復旧・復興 |
|--------------|---|--|----------------|
| | | 急仮設住宅の建設 15 緊急車両の通行を確保するための道路啓開 | |
| 愛知県尾張県民事務所 | _____ | 1 災害に関する情報の収集伝達 2 市の実施する被災者の救助の応援及び調整 3 緊急通行車両等の確認証明書の交付 | _____ |
| 愛知県尾張建設事務所 | 公共土木施設の新設及び改良 | 公共土木施設に対する応急措置 | 公共土木施設の災害復旧 |
| 愛知県春日井保健所 | _____ | 災害時の防疫その他保健衛生に関する応急措置 | _____ |
| 愛知県尾張農林水産事務所 | 農地及び農業用施設の新設及び改良 | 農地及び農業用施設に対する応急措置 | 農地及び農業用施設の災害復旧 |
| 愛知県春日井警察署 | 1 災害時又は警戒宣言発令時における警備対策並びに交通対策の企画、調整及び推進 2 災害警備に関する災害非常用物資及び装備資機材の整備 3 警戒宣言発令時における交通秩序の保持 4 他の機関の行う地震防災応急対策に対する協力 | 1 被害実態の早期把握と情報の伝達 2 災害を拡大させるおそれのある設備又は物件の除去 3 避難の指示又は警告及び誘導 4 人命救助 5 行方不明者の捜索及び遺体の検視 6 災害時における交通秩序の保持 7 警察広報 8 災害時における犯罪の取締り 9 緊急輸送確保のための車両通行禁止及び制限 10 他の機関の行う災害応急対策に対する協力 11 緊急通行車両等の事前審査及び確認 | _____ |

3 指定地方行政機関

| 機関名 | 災害予防 | 災害応急対策 | 災害復旧・復興 |
|--|---|---|--|
| 中部地方整備局（愛知国道事務所春日井出張所、名古屋国道事務所名古屋国道維持第2出張所、庄内川河川事務所） | <ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の耐震性の確保 2 災害応急復旧用資機材の備蓄等の推進 3 防災訓練の実践的な方法での実施 4 公共土木施設等の被災状況モニター制度及び防災協力活動を行う防災エキスパート制度の活用 5 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定 6 警戒宣言発令時の交通規制への協力 | <ol style="list-style-type: none"> 1 道路利用者への地震予知情報及び道路情報の提供並びに低速走行の呼びかけ 2 情報連絡員（リエゾン）等及び緊急災害対策派遣隊（TEC-FORCE）の派遣 3 緊急車両の通行確保のための関係機関との調整、及び道路啓開 | <ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の緊急点検、緊急輸送道路確保等の応急対策 2 防災関係機関との密接な連絡体制の確保、協力 3 飛行場の被災に際し、総合的な応急対策及び応急復旧工事の施工 |

4 自衛隊

| 機関名 | 災害予防 | 災害応急対策 | 災害復旧・復興 |
|-----|---|--|--------------|
| 自衛隊 | <ol style="list-style-type: none"> 1 災害派遣に必要な情報の収集及び災害派遣計画の作成 2 災害派遣計画に基づく訓練の実施 | <ol style="list-style-type: none"> 1 被害状況の把握 2 人命救助を最優先した即時救援活動 3 民生支援、道路啓開等の応急救護活動 4 堤防、橋梁等の応急復旧など組織的救援活動 | <p>_____</p> |

5 指定公共機関

| 機関名 | 災害予防 | 災害応急対策 | 災害復旧・復興 |
|-------------|--|--|---------------|
| 西日本電信電話株式会社 | <ol style="list-style-type: none"> 1 応急対策を実施するために必要な公衆通信施設の整備 2 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配備 | <ol style="list-style-type: none"> 1 警戒宣言、地震予知情報等の正確かつ迅速な収集及び伝達 2 災害応急措置の実施に必要な通信設備の優先的利用 3 災害時における | 被災施設及び設備の早期復旧 |

| 機関名 | 災害予防 | 災害応急対策 | 災害復旧・復興 |
|-------------------------|--------------------------|--|------------------|
| | | 公衆通信の確保 4 気象等警報の市への連絡 5 電話サービス契約約款等に基づく災害関係電報電話料金等の免除 | |
| エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社 | 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配置 | 1 災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達 2 災害応急措置の実施に必要な通信設備の優先的利用 3 電話サービス契約約款に基づく災害関係電報料金の免除 | 被災施設及び設備の早期復旧 |
| KDD I 株式会社 | _____ | 1 災害対策本部を設置及び災害応急対策 2 災害時における電気通信の確保 3 災害応急措置の実施に必要な通信に対する防災機関からの要請による優先的な対応 | 被災施設及び設備の早期復旧 |
| 株式会社NTTドコモ | 発災後に備えた災害応急対策用資機材及び人員の配置 | 1 災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達 2 災害応急措置の実施に必要な通信設備の優先的利用 3 災害時における携帯電話の通信確保 4 携帯電話等サービス契約約款に基づく災害関係携帯電話料金の免除 | 被災施設及び設備の早期復旧 |
| ソフトバンク株式会社 | _____ | 1 災害時における重要通信の確保 2 災害応急措置の実施に必要な通信に対する防災関係 | 被災した電気通信設備等の早期復旧 |

| 機関名 | 災害予防 | 災害応急対策 | 災害復旧・復興 |
|-----------------------|---|---|----------------|
| | | 機関からの要請による優先的な対応 3 災害時における情報等の正確かつ迅速な収集、伝達 | |
| 日本赤十字社 (愛知県支部) | 1 救援体制の整備 2 救護資材の整備 点検 | 1 災害時における医療、助産及び遺体の処理 2 血液製剤の確保及び供給 3 救援物資の配分 4 義援金等の受付及び配分 | _____ |
| 日本放送協会 | 1 防災知識の普及に関する報道 2 災害時に備えた放送施設の整備拡充 | 地震予知情報、緊急地震速報、気象等予警報、被害状況等の報道 | _____ |
| 日本郵便株式会社 | _____ | 1 被災世帯に対する通常葉書及び郵便書簡の無償交付 2 被災者が差し出す郵便物の料金免除 3 救助用の現金書留郵便物等の料金免除 4 お年玉付郵便葉書等寄附金の配分 5 窓口業務の確保 6 被災地の被災者の救助を行う地方公共団体等にあてた救助用の物を内容とするゆうパックの料金免除 | _____ |
| 中日本高速道路株式会社 | 1 警戒宣言、地震予知情報等の伝達 2 高速自動車国道の改築、維持、修繕及び管理 | 高速自動車国道の応急対策 | 被災高速自動車国道の災害復旧 |
| 東海旅客鉄道株式会社、 日本貨物鉄道 | 1 線路、ずい道、橋梁、停車場、盛土、電気施設その | 1 列車の運転規制 2 災害により線路が不通となった場 | 被災施設の災害復旧 |

| 機関名 | 災害予防 | 災害応急対策 | 災害復旧・復興 |
|--|---|--|----------------|
| 株式会社 | 他の輸送に直接関係ある施設の保守及び管理 2 警戒宣言時の正確かつ迅速な伝達 3 旅客の避難及び救護 4 列車の運転規制 | 合の自動車による代行輸送及び連絡社線による振替輸送等の実施 3 旅客の避難、救護の実施 | |
| 東邦ガス株式会社 | ガス施設の災害予防措置及び地震防災応急対策に係る措置 | ガス施設の被害状況調査及び二次災害防止措置の実施 | 被災ガス施設の災害復旧 |
| 日本通運株式会社、福山通運株式会社、佐川急便株式会社、ヤマト運輸株式会社、西濃運輸株式会社 | _____ | 国、地方公共団体等からの要請に応じて、災害応急対策の実施に必要な物資又は資材の輸送を行う。 | _____ |
| 中部電力株式会社、電源開発株式会社 | 電力設備の災害予防措置 | 1 電力設備、施設の被害状況調査及び早期復旧 2 電力不足時の他電力会社との電力の融通 | 被災電力設備、施設の災害復旧 |
| 株式会社イトーヨーカ堂、イオン株式会社、ユニー株式会社、株式会社セブンイレブン・ジャパン、株式会社ローソン、株式会社ファミリーマート、株式会社セブン&アイ・ホールディングス | _____ | 国、地方公共団体等からの要請に応じて、災害応急対策の実施に必要な物資の調達又は供給等を行う。 | _____ |

6 指定地方公共機関

| 機関名 | 災害予防 | 災害応急対策 | 災害復旧・復興 |
|---------|-------|----------|---------|
| (一社)愛知県 | _____ | 関係機関からの緊 | _____ |

| 機関名 | 災害予防 | 災害応急対策 | 災害復旧・復興 |
|--------------------------|---------------------|--------------------------------------|----------------------|
| トラック協会 | | 急輸送要請への対応 | |
| 名古屋鉄道株式会社、 愛知環状鉄道株式会社 | 東海旅客鉄道株式 会社に準ずる。 | 東海旅客鉄道株式 会社に準ずる。 | 東海旅客鉄道株式 会社に準ずる。 |
| 民間放送 新聞社 | 日本放送協会に準 ずる。 | 日本放送協会に準 ずる。 | _____ |
| (一社)愛知県 L P ガス協会 | L P ガス設備の災 害予防措置 | L P ガス設備の被 害状況調査及び二次 災害防止措置の実施 | 被災 L P ガス設備 の災害復旧 |

7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

| 機関名 | 災害予防 | 災害応急対策 | 災害復旧・復興 |
|---|---|---|---------------------|
| 産業経済団体 等（農業協同 組合、商工会 議所、建設協 会、管工事業 協同組合等） | _____ | 1 被害状況調査の 実施、対策指導及 び融資あっせんに ついての協力 2 市の実施する災 害応急活動への協 力 3 必要な資機材の 借上げ要請に対す る協力 | _____ |
| 医療機関、厚生社会事業団 体（市医師会、 市歯科医師 会、市薬剤師 会、病院及び 社会福祉関係 団体） | _____ | 被災者の医療、保 健、保護対策等につ いての協力 | _____ |
| 土地改良区 | 管理するかんがい 排水施設その他農地 の保全又は利用上必 要な施設の補強、廃 止、変更 | 管理するかんがい 排水施設の応急対策 | 被災かんがい排水 施設の災害復旧 |
| 危険物施設等 防災上重要な 施設の管理者 | 管理する施設の災 害予防対策 | 防災管理上必要な 措置及び防災活動に ついての協力 | _____ |

資料 「様式・資料集」 防災関係機関等一覧（資料 8 - 1）

第2節 市民及び事業所

大規模かつ広域的な災害においては、公助による対応には限界があることから、被災地内でもできる限り助けを待つ「受援者」ではなく、自らの安全を確保した上で周囲を助ける「支援者」として協力する体制の構築に努める。

また、特に稀にしか発生しない大規模かつ広域的な災害に備え、市民、民間企業等が、防災・減災対策に自ら取り組むためには、動機付けやコスト等の障害があるため、自助・共助の必要性を適切に伝え、行動に結びつけるための取組を行う。

1 市民の果たすべき役割

「自らの身の安全は自ら守る」が防災の基本であり、市民はその自覚を持ち、平常時より災害に対する備えを心がけるとともに、災害の発生時には自らの身の安全を守るよう行動しなければならない。

特に、いつでもどこでも起こりうる災害による人的被害、経済被害を軽減するための備えをより一層充実する必要がある、その実践を促進するよう、地域での働きかけ等に努めるものとする。

災害時には、初期消火を行う、近隣の負傷者、避難行動要支援者を助ける、避難場所や避難所で自ら活動する、あるいは、国、公共機関、県、市町村等が行っている防災活動に協力するなど、自らの安全を確保できる範囲で防災への寄与に努めなければならない。

2 自主防災組織の果たすべき役割

地域における災害対策は、区、町内会、自治会及び自主防災会を中心に地域住民が協力し、組織的に行動することが効果的である。地域の実情に即して自主防災組織を結成し、「自分たちの地域は自分たちで守る」という連帯感を持って主体的に参画する防災体制の確立を図る。

3 事業者の果たすべき役割

企業（地下街等の管理者及び毒物劇物等化学薬品類を貯蔵し、又は、取り扱う者並びに航空会社を含む。）は、災害防止について第一次的責任を有する点にかんがみ、防災上必要な施設の管理者として、消防計画等の災害防止計画書を作成し、計画に従って自主点検の強化、保安教育の徹底、防災資器材の整備等に努め、また、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定・運用に努めるなど、平素から防災体制の整備を図るとともに、災害時に

は、災害応急措置を実施し、県、その他の防災関係機関の防災活動に積極的に協力する。

消防法(昭和23年法律第186号)に基づく防火管理体制を強化するとともに、地震災害に即応できる計画的な防災体制の充実を図る。事業所内の従業員及び利用者等の安全を確保することはもとより、地域の防災活動への積極的な協力を努める。

4 市民及び事業者による地区内の防災活動の推進

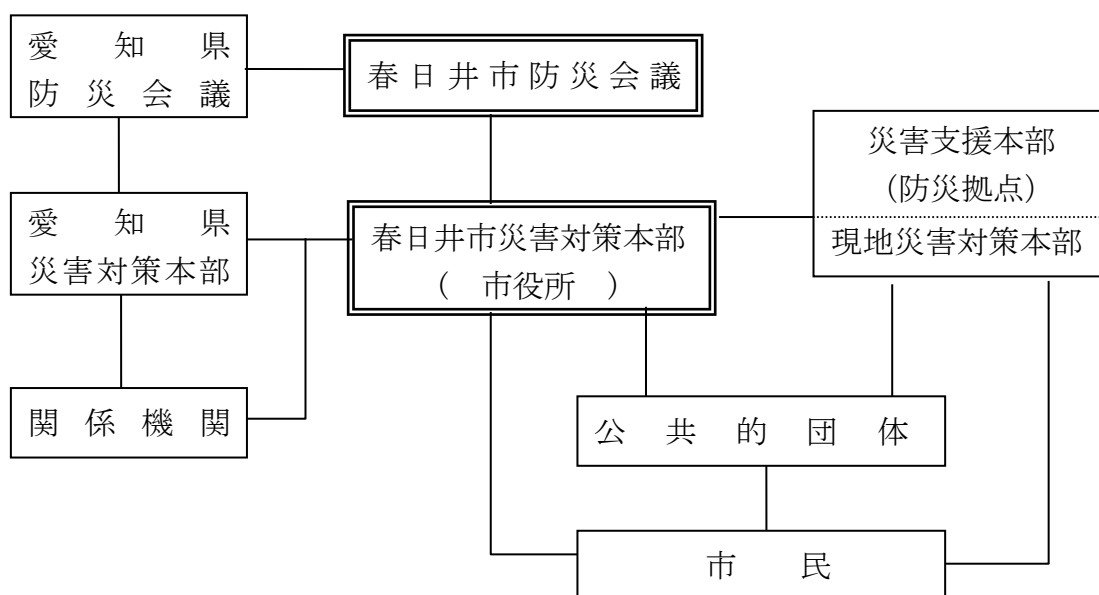
- (1) 市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者は、当該地区における防災力の向上を図るため、共同して、防災訓練の実施、物資等の備蓄、高齢者等の避難支援体制の構築等自発的な防災活動の推進に努めるものとする。

この場合、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画を作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するなど、市と連携して防災活動を行うこととする。

- (2) 市地域防災計画に地区防災計画を位置付けるよう市内の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者から提案を受け、必要があると認めるときは、この計画に地区防災計画を定めるものとする。

第3節 地域防災組織

1 地域防災組織図



2 市における防災組織

(1) 春日井市防災会議

春日井市防災会議は、災対法第 16 条（市町村防災会議）の規定に基づいて設置され、春日井市防災会議条例（昭和 38 年春日井市条例第 13 号）により組織運営されるもので、春日井市地域防災計画の作成、災害発生時の情報の収集その他地域防災計画の実施の推進を図る。

ア 組織

会長 春日井市長 会長及び委員 50 人以内

イ 所掌事務

- (ア) 春日井市地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- (イ) 春日井市水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議すること。
- (ウ) 市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (エ) (ア)、(イ)及び(ウ)に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務。

ウ 事務局

市総務部市民安全課

(2) 春日井市災害対策本部

春日井市災害対策本部は、災対法第 23 の 2（災害対策本部）の規定、春日井市災害対策本部条例（昭和 38 年春日井市条例第 14 号）及び春日井市地域防災計画に基づいて設置及び組織され、春日井市防災会議と緊密な連絡のもとに春日井市地域防災計画の定めるところにより災害予防及び災害応急対策を実施する。

(3) 災害支援本部

災害支援本部は、被災地域の防災拠点に設置し、春日井市災害対策本部と緊密な連絡のもとに地域の独自の災害支援対策を実施する。

(4) 現地災害対策本部

現地災害対策本部は、災対法第 23 条の 2（災害対策本部）の規定、春日井市災害対策本部条例及び春日井市地域防災計画に基づいて設置及び組織され、春日井市災害対策本部と緊密な連絡のもとに災害地にあつて災害対策を実施する。

資料 「様式・資料集」春日井市防災会議条例（資料7-1）

春日井市防災会議運営要綱（資料7-2）

春日井市災害対策本部条例（資料7-3）

第4節 防災協働社会の形成

地震災害は突発的に発生するものであり、初期消火や援助等、地震発生直後の対策における自助、共助が果たす役割は極めて大きく、その後の生活環境維持も含め、行政だけでは時間的にも量的にも限界がある。また、住宅等の個人資産の地震対策においても、個人個人の対応が大きなウェイトを占める。

そこで、災害に強い社会とするため、「愛知県地震防災推進条例」（平成16年4月1日施行）に基づき、県、市町村、住民、事業者、自主防災組織、ボランティア等が一体となって取り組む防災協働社会の形成を目指すものとする。

1 基本方針

自然災害からの安全・安心を得るためには、行政による公助はもとより、住民一人ひとりの自覚に根ざした自助、身近な地域コミュニティ等による共助が大切であり、国の「災害被害を軽減する国民運動の推進に関する基本方針」を踏まえ、社会の様々な主体が協働して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う仕組みを構築していかなければならない。

また、県、市町村、住民、事業者、自主防災組織、ボランティア等はその責務や役割を認識し、お互いに助け合い、協働して災害に対処できる防災協働社会の形成の推進に努めることとする。

2 対策

(1) 地域における防災活動の継続的な推進の枠組み作り

市は、「新しい公」という考え方を踏まえ、住民、事業者、自主防災組織とが一体となって、より幅広い連携による防災活動の推進や住民の防災意識の高揚を図るため、防災活動の継続的な取り組みを推進する枠組み作りに努めるとともに、あいち防災協働社会推進協議会が策定した「災害に強い地域づくりに向けた活動方針」に基づいた活動を実施するものとする。

(2) 災害被害の軽減に向けた取り組み

市は、様々な主体を通じた防災知識の普及啓発に努めるものとする。

また、各主体が連携して防災活動に参加できるよう配慮するとともに、家庭や事業所等における安全に対する備えの促進を図るものとする。

第4章 地震災害の危険性と被害特性

第1節 自然条件

1 地形

本市は、名古屋市の北東に位置し、尾張丘陵と濃尾平野が接する地域にあって、市域を大別すると南西部の低平地及び台地と北東部の丘陵地及び山地に区分される。南は庄内川を挟んで名古屋市と接しており、地形は全般に東高西低の地盤傾斜をしている。

このうち高度の最も低い低平地（沖積低地）は、主に庄内川及び内津川とその支流の大谷川に沿って分布している。南部の庄内川沿いには概ね1.5 kmの幅をもつ広大な帯状の低平地が形成されている。この低平地の北側に沿って階段状の台地（洪積台地）を形成しており、これらの台地は、その南西端では標高12mであるが、北東方向へ高度を増して中央部付近では標高100mとなる。これら西部に分布する台地は南から低位段丘（鳥居松面）、下位段丘（小牧面）、中位段丘（田楽面）及び高位段丘に区分される。中央部付近から東部にかけては、第三紀層の丘陵地を形成している。標高は100～200mで緩い波状の浸食小起伏面を呈するが、宅地造成等が進み原型を止めているところは少なくなった。うぐい川を境として、その東部は地形の様相を一変して、山嶺の標高が380～429mに及ぶ急峻な山地を形成し、愛知県と岐阜県の県境となっている。

2 地質地盤

市域の地盤を構成する地質は、古生層（秩父古生層）、花崗岩類、第三紀層並びに第四紀層の洪積層及び沖積層である。古生層は、東部の山地を構成し、第三紀層の基盤をなして地下全般に分布する。花崗岩類は、古生層中に貫入したと考えられるものが、局所的に露出している。第三紀層は、東部に露出し、全般的には北東から南西へきわめて緩い傾斜で傾き、西部の市街地や農地の下部に潜在分布する。洪積層は、市街地の大部分を占めて最も広く、主に台地及び丘陵地の一部を構成し、高位、中位、下位及び低位段丘堆積層からなり、ほとんど水平に近い状態で分布している。沖積層は、主に庄内川や内津川流域の低平地をなして分布するほか、西部の台地の一部に低平地を形成している。

また、本市では、かつて、一部の地域において亜炭が発掘され、東海地方の繊維産業、陶磁器産業等の今日の産業発展につながる過程における、重要なエ

エネルギー源として活用されていた。このため、亜炭鉱の廃坑が市内の一部に分布している。

(1) 基盤岩類

市域の基盤をなす岩類は、古生層とこれを貫く花崗岩類である。古生層は、主に東部の山地に分布し、岩石はチャート、砂岩及び粘板岩からなる。花崗岩類は、東北部の一部に露出しており、いずれも中粒から粗粒の黒雲母花崗岩である。これら古い岩石は、一般に堅硬で地耐力が比較的大きい地盤である。

(2) 第三紀層

第三紀層は東北部に広く分布し、瀬戸層群と呼ばれている。全層厚は約140mで、主として砂礫層と粘土、シルト層の互層よりなり、数枚の砂層、火山灰層及び亜炭層が挟まれている。一般的には締まってやや堅硬な地層からなるもので、比較的地震の被害が小さい地盤といえることができる。

(3) 洪積層

西部に広がる市街地の大半は、台地状の平坦面で、洪積層によって構成され、形成年代の古いものから順に高位、中位（田楽層）、下位（小牧礫層）及び低位（鳥居松礫層）の段丘堆積層に分かれる。

高位段丘堆積層は、第三紀層の丘陵地の周縁部に分布し、大半は標高40～90mの台地で、南西方向に緩く傾斜している。この層は、かつて旧木曾川水系によって形成された段丘礫層で、チャートを主として石英斑岩、ホルンフェルス、砂岩などの礫を含む。層厚は中央部付近で20m以上を有する。

田楽層は、北西部及び中央部の第三紀層の周辺に分布し、標高34～35mでほぼ平坦である。この層は、砂層を主体とし、層厚は段丘西端部で6mを有しているが、急激に薄くなり1m前後となる。

小牧礫層は、北西部に分布し、標高は東で39m、西で20mと南西方向に緩く傾斜している。この層は、田楽層の堆積後に形成されたもので、主に旧庄内川水系の河成堆積物よりなり、チャート、砂岩が多く、他にホルンフェルスや石英斑岩を混える。層厚は、約10mである。

鳥居松礫層は、小牧礫層の南側に分布し、小牧礫層より一段低い段丘面を構成する。標高は東で約25m、西で10mである。この層は、洪積世末期に旧庄内川水系によって運ばれた堆積層で、チャート、砂岩、ホルンフェルス

などの礫種からなる。層厚は場所により若干変化しているが 15m前後の厚さを示すことが多い。

洪積層は、礫層からなり地震に対してかなり良い地盤とすることができる。

(4) 沖積層

沖積層の分布地域は、大別すると南部の庄内川流域、北部の内津川流域の低地、西部の台地開析谷の谷底低地に区分される。このほか、丘陵や台地を開析した多くの小規模な谷底低地が分布しており、沖積層が表層を覆っている。層厚は一般に薄く、最も厚いと考えられる庄内川流域でも最大で5 m前後である。市内各所に分布する小規模な谷底低地は、礫を混入したゆるい粘性土層を主体とし、層厚も2～3 m程度である。

沖積層は、一般的には軟弱な地層からなっており、地震に対して弱い地盤であるといえる。しかし、本市における沖積層の厚さは最も厚い所で5 m未満にすぎないので、濃尾平野の中南部のように沖積層の非常に厚い所と比べると、軟弱な沖積層の悪影響は少ないと思われる。

(5) 人口造成地

第三紀層の丘陵地を中心に、高蔵寺ニュータウンを始めとする人工造成地が数多くみられ、沖積面、台地面にも散見される。第三紀層の丘陵地を造成した所では、第三紀層や洪積層の砂礫を用いて切盛りされているため、土質的には比較的安定度が高いとされているが、切盛り高も高く各種構造物（擁壁、法留工又は水路工）も数多く設置されているので、土の締固め度、地下水位の状態などにより不安定な地盤となる場合がある。

(6) 断層

市域には、地質・地形の観察から断層と確認されたものは現在のところ存在しない。しかし、岐阜県笠原町から定光寺を走る笠原断層と呼ばれる東西系の断層があり、定光寺の東部で確認されるがそれより西部では明らかでない。

なお、県防災会議(1997)「愛知県活断層アトラス」によれば、笠原断層は、岐阜県土岐市から瀬戸市定光寺付近にかけて分布する長さ 18 kmの活断層で、瀬戸市北部においては確実度はⅠ（活断層であることが確実なもの）であるが、その西端では確実度Ⅱ（活断層であると推定されるが基準地形がないなど決定的な理由がないためⅠよりは確実度が低いもの）となっている。

地質、地盤の区分

| 地質時代名 | 年 代 | 地 層 名 | |
|-------|-----------|------------|----------------|
| 第 四 紀 | 沖積世 | 現在～ 1万年前 | 沖積層 |
| | 洪積世 | 2万年前 | 低位段丘堆積層（鳥居松礫層） |
| | | 2.7万年前 | 下位段丘堆積層（小牧礫層） |
| | | 3.5万年前 | 中位段丘堆積層（田楽層） |
| | | 20万年前 | 高位段丘堆積層 |
| 第 三 紀 | 500万年前 | 瀬戸層群・矢田川累層 | |
| 中 生 代 | 7,300万年前 | 花崗岩類 | |
| 古 生 代 | 25,000万年前 | 古生層 | |

出典：「春日井市の地質と地震災害」

昭和 59 年 8 月

名古屋大学名誉教授 飯田汲事

第 2 節 社会条件

地震災害は、地形、地質、地盤等の自然条件に起因するもののほか、人や建築物等の社会的条件によってもたらされるものが同時複合的に発生することが特徴である。社会的要因として次の事項があげられる。

1 市街地への人口の集中

高度経済成長に伴う人口増加や都市化の進展等による土地利用の変化により、市街地等での建築物の高層化の拡大が進み、居住地域自体も拡大している。このため、密集市街地では火災の延焼地域の拡大の危険性を高める要因となっている。

2 生活様式の変化

市民の生活様式の変化により、電気、ガス、水道、下水道、電話等への依存度は急激に高まっている。これらの施設は復旧に時間を要するとともに二次災害の危険性をも含んでいる。また、自動車の増加は交通混乱を引き起し、消火・救急活動の妨げとなり救援活動の障害ともなる。

3 地域における相互扶助機能の低下

地域社会の変容に伴い、コミュニティ意識が低下しており、地域防災力の低下が懸念されている。災害を最小限に食い止めるためには、行政による公助に加え、市民一人ひとりが「自分の家や地域は自分たちで守る」という、自覚に根ざした自助や身近な地域コミュニティ等による共助が機能することが大切で

あり、社会の様々な主体が協働して災害被害の軽減に向けた防災活動を行う防災協働社会を形成していくことが重要である。

以上のように、急速な社会的条件の変化は、地震による被害を拡大するばかりでなく、被害の様相も多様化し、復旧活動を困難にする要因ともなる。今後は、こうした条件変化に対して最大限の努力を払うとともに、防災意識の普及活動を継続して行っていくことが必要である。

第3節 既往地震

愛知県は地震国日本の中でも有数の地震県であり、過去にしばしば大地震に襲われている。過去に本市及び周辺に大きな被害を与えた地震は、次のとおりである。

1 海溝型地震：南海トラフ沿いに発生する大地震

(1) 1944年12月7日（昭和19年） 東南海地震 M7.9

熊野灘沖を震源地とし、被害は愛知、静岡、三重の三県を始め中部、近畿地方に及んだ。県下で特に被害が著しかったのは、矢作川流域、名古屋市南部とそれにつづく海部郡南部及び半田付近であった。本市での震度は5であったが被害は軽微で、住家の全壊数1、半壊数1、非住家の全壊数2、半壊数2であった。

(2) 1946年12月21日（昭和21年） 南海地震 M8.0

紀伊半島沖を震源地とし、被害は中部地方以西の各地にわたった。県内では一宮、津島など尾張西部に被害があり、名古屋では南部と西部にわずかに家屋被害があったが、人の被害は少なかった。

2 内陸型地震：陸地の断層の破壊によって発生する大地震

(1) 1891年10月28日（明治24年） 濃尾地震 M8.0

揖斐川上流を震源地とし、被害は濃尾平野、美濃北西部から越前平野に及び、全国にわたって強い地震動を感じた。県内では尾張部の被害が大きく、震度7の所が多かった。濃尾平野の至るところで噴砂、噴泥水がみられ、液化現象が現れた。本市での震度は6であり、被害は、死者5人、負傷者18人、住家の全壊数213、半壊数553、非住家の全壊数491、半壊数667であった。

(2) 1945年1月13日（昭和20年） 三河地震 M6.8

渥美湾を震源地とし、被害は主に愛知県に集中した。幡豆郡、碧海郡、宝飯郡及び額田郡の一部に限られた局地的な地震で、本市での震度は4であり、被害はなかった。

第4節 想定地震

本市に被害を及ぼすと考えられる地震には、海溝型地震と内陸型地震があり、本計画における災害予防計画、災害応急対策計画、災害復旧計画等の目標とする想定地震については、次の2つの地震とした。

1 海溝型地震

(1) 東海地震

駿河湾を震源とし、平成13年の中央防災会議が決定した断層モデルを震源域とするもの。

(2) 東南海地震

串本沖から浜松沖までの地域並びにその周辺地域における地殻の境界を震源域とするもの。

(3) 東海地震・東南海地震連動

(1)及び(2)の地震の震源域において連動して起こるもの。

(4) 南海トラフで発生する恐れのある地震

南海トラフのプレート境界で発生する地震で、内閣府「南海トラフの巨大地震モデル検討会」（座長：阿部勝正東京大学名誉教授）において、最新の科学的知見に基づき、南海トラフの巨大地震対策を検討する際に想定すべき最大クラスの地震として起こるもの。

なお、当地震において、愛知県に対して最も影響が大きいケースについて、平成26年5月30日愛知県防災会議により、「過去地震最大モデル」及び「理論上最大想定モデル」を想定した市町村別の建物棟数、人的被害等の被害量が公表された。

資料 「計画資料」資料6 「地震・津波被害の予測及び減災効果」

資料7 「春日井市の被害量等」

2 内陸型地震

内陸型地震の発生の危険性や予知等は困難であり、想定地震を特定することは適当でないので、目安として、近隣の活断層で大規模地震が発生した場合で、震度が6強から7程度の地震を想定した。